

政統発1225第1号
令和2年12月25日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省政策統括官
(統計・情報政策担当)
(公印省略)

出生証明書の様式等を定める省令の一部改正について（通知）

人口動態調査及び出生証明書に関する事務につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）を踏まえ、出生証明書の様式等を定める省令（昭和27年法務・厚生省令第1号）の一部が、別紙のとおり改正され、令和2年12月25日施行となりましたので、御了知願います。

つきましては、貴管内の保健所長・市区町村長に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

記

医師、助産師又はその他の出産立会者が作成する出生証明書について、作成者の押印又は署名を不要とし、作成者の氏名を記載するよう改め、様式中の「印」を削除したこと。

以上